

【子供を見守る ICT 技術に関する調査検討会：資料】

【児童生徒の安全対策】

1. 施設面での対策

(1) 不審者対策として市内の学校は校地内外の遮断は不可能に近いが、校舎内外の遮断は可能である。その為に入出口の一元化と身元確認方法として各学校に監視カメラ・インタホン及びオトロック機能の入出口を設置し、児童生徒が安全に楽しく学習できる場を確保するもの。

- ・インタホン付監視カメラ

平成 16 年度末までに設置済：小学校 25 校(24 校と 1 分校)

- ・オトロック機能付錠(1 校 2 箇所)生徒玄関と職員玄関

平成 17 年度末までに設置済：小学校 13 校

2. 学校・PTA・警察・地域社会などの連携

(1) 学校における安全確保や安全管理の充実及び通学路や地域における不審者対策においては地域住民の協力で抑制できる。そこで、地域住民による児童生徒の見守り活動に対して、防犯ジャンパー・キャップ・腕章などの配布と保険の加入を勧めていくもの。

- ・平成 17 年 5 月現在の活動人数：1,440 人

- ・平成 18 年 5 月現在の活動人数：2,067 人

(2) 警察より安全メールの配信を受け、各小中学校に配信(情報の共有化)

- ・不審者情報が入った場合は各小中学校に一斉配信する。

- ・学校から関係者に連絡(学校によっては携帯で配信)

(3) 地域ぐるみの学校安全体制推進事業(県事業)

- ・スクールガード養成講習会の開催

- ・警備上の留意点や不審者を発見した場合などの対応など、実践的な事例について対応できる学校安全ボランティア等を対象とした養成講習会

- ・学校安全指導員による学校の巡回指導等の実施

- ・登下校時の安全指導を中心に、通学路の点検や学校安全ボランティアに対する具体的な指導、小学校への巡回指導(情報の交換)

(4) 校下別子ども安全マップ(下敷き)の配布

- ・各小学校別に校下内の子ども 110 番の家、危険箇所を記載した、子ども安全マップ(下敷き)の配布

(5) その他

- ・学校への定期的な安全調査の実施

- ・学校での防犯教室の実施依頼